

みまもりステッカー利用支援事業委託仕様書

1 事業の目的

ひとり歩きにより行方不明になるおそれがある高齢者等（以下、ひとり歩き高齢者等）に、身元確認や保護に役立てることができるステッカーを提供し、その家族等の精神的負担を軽減するとともに、ステッカーを通して地域住民や事業者がひとり歩き高齢者等への理解を深め、ひとり歩き高齢者等を見守る風土を醸成することを目的とする。

2 事業内容

ひとり歩き高齢者等に、行方不明時に発見者と家族等が直接連絡を取ることができる仕組みのステッカーを提供し、ひとり歩きによる行方不明時の身元確認や保護につなげる。

3 事業の対象者

市内に居住し、認知機能の低下によるひとり歩きにより行方不明になる恐れのある65歳以上又は若年性認知症の人で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 認知症の確定診断を受けている者
- (2) 過去にひとり歩きにより行方不明になったことがある者
- (3) 介護保険における認定調査票または主治医意見書から「認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa以上」と確認できる者
- (4) 認知症の医療受診を検討している者
- (5) その他市長が必要と認める者

4 委託内容

(1) ステッカーの提供

事業者は、豊中市からの依頼に基づき、ステッカーを即時発送すること。また、利用者にとってわかりやすい取扱説明書を作成すること。

また、提供するステッカーは以下の機能を有するものとする。

- ① 認知症の高齢者等が行方不明になった時に、身元確認や保護に役立てることができるものであること。
- ② 発見時に発見者と家族等が直接連絡を取ることができる仕組みのものであること。
- ③ 持ち物等に貼り付けることができる耐久性のあるステッカーであること。
- ④ 地域住民等にわかりやすいデザインのものであること。
- ⑤ 利用者が継続してサービスを利用しやすい価格であること。

(2) ステッカーを活用したシステムの保守

事業者は、ステッカーを24時間使用できる状態に保つために、保守及び管理するための対応を行う体制を整えておかなければならない。

(3) 問合せ窓口の設置

事業者は、問合せ窓口を設置し、家族や市からの問い合わせがあった際には、誠心誠意対応すること。

(4) 事業の周知

本事業を地域住民に広く周知することに協力すること。事業周知のために、ステッカーの提供だけでなく、事業者・関係機関等と連携した事業スキームを構築し、本事業を展開することが望ましい。また、地域住民や事業者、関係団体等とのステッカーを活用したみまもり訓練等に可能な限り協力すること。

(5) 利用者情報の管理業務

事業者は、豊中市が提供する利用者の情報を適切に管理し、また、通報の内容を適切に記録し、管理しなければならない。

5 報告義務等

(1) 事業者は、毎月1回、実績報告を豊中市に提出し、事業の実施状況について報告すること。

(2) その他、豊中市が必要とする資料等を豊中市からの請求にもとづき提出すること。

6 委託者への提出物

- ・ 契約締結後、窓口で説明するためのステッカーの見本を提出すること。
- ・ 事務フローや対応マニュアルについて提出すること。

7 苦情の対応

事業者は、利用者等からの苦情に対し、迅速かつ円滑な解決を図るため、窓口又は担当者を設ける等利用者等の利便に配慮してその苦情処理に努めること。

8 帳簿等の整備及び監査

受注者は、この契約に関する帳簿及び関係書類を、契約期間終了後5年間保存しなければならない。事業者は、事業にかかる収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類等を常に整備し、その執行について豊中市の指示及び検査に応じなければならない。

9 秘密保持

受注者は個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）、豊中市個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年条例第44号）その他法令等を遵守し、従事者または従事者であったものが、正当な理由なく、業務上知り得た利用者の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じること。

10 一括再委託当の禁止

- ・受注者は、委託業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- ・受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- ・受注者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委託し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
- ・受注者は、前項により業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせた場合、その第三者に本委託業務の契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、その第三者のすべての行為及びその結果について責任を負う。
- ・発注者は、受注者に対して、業務の一部を委託し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

11 その他

- ・この仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者双方協議のうえ、定めるものとする。